

法改正による評価委員会の事務について(平成30年4月1日)

事 務	現 行		改 正 後	
	1	第8条第4項	1	第8条第4項
特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の種別の変更	1	第8条第4項	1	第8条第4項
業務方法書の作成および変更	2	第22条第3項		—
中期目標の設定および変更	3	第25条第3項	2	第25条第3項
中期計画の作成および変更	4	第26条第3項		—
各事業年度における業務の評価 ※評価者が評価委員会から市長へ	5	第28条第1項		—
中期目標期間における業務の実績に関する評価 ※評価者が評価委員会から市長へ(評価委員会は意見)	6	第30条第1項	3	第28条第4項
法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討	7	第31条第2項	4	第30条第2項
財務諸表の承認	8	第34条第3項		—
利益および損失処理の承認	9	第40条第5号		—
限度額を超えた短期借入金の認可	10	第41条第4項		—
出資等に係る不要財産の認可および納付	11	第42条の2第5項	5	第42条の2第5項
重要な財産の処分	12	第44条第2項	6	第44条第2項
役員報酬の変更	13	第49条第2項	7	第49条第2項
設立団体の数を減少させる場合の財産の処分		—	8	第67条第2項
地方独立行政法人の吸収合併	14	第108条第2項	9	第108条第2項
地方独立行政法人の新設合併	15	第112条第2項	10	第112条第2項